

令和 8 年度身体的拘束最小化推進体制加算の取組み事項

【基本的な考え方】

身体的拘束は患者の自由を制限することであり、尊厳のある生活を阻むものである。

当院では、『愛を持って誠を尽くす』を理念としており、相手の立場・心情を尊重し最善の方法を継続して提供することを基本に掲げ、患者等の尊厳と主体性を尊重し、身体的拘束を安易に正当化することなく、職員 1 人ひとりが身体的・精神的弊害、社会的弊害を理解し、身体的拘束最小化に向けた意識を持ち、身体的拘束を行わない組織風土の醸成に努め拘束しなくても済む診療・看護を追求する。

【体制と取組み】

- 1) 身体的拘束最小化委員会を設置し、下部組織に身体的拘束最小化チームを設置する
- 2) 委員の構成：医師、看護師、薬剤師、リハビリ療法士、介護福祉士、社会福祉士、事務員で構成する
- 3) 委員会の開催は3か月に1回とする
- 4) 身体的拘束最小化チームの活動
 - ① 週に1回、病棟ラウンドの実施
 - ② 月に1回、身体的拘束最小化チーム会を開催
 - ③ 身体的拘束の実施状況を把握し、必要性、代替案、解除に向けた提案をする
 - ④ 身体的拘束の解除に向けたカンファレンスの実施
 - ⑤ 身体的拘束実施事例の最小化に向けた医療・ケアの工夫・検討
 - ⑥ 身体的拘束用具の一元管理、その使用状況の把握
 - ⑦ 身体的拘束に関する職員への教育・研修・啓発活動
 - ⑧ 身体的拘束に関する課題の抽出および委員会への報告
 - ⑨ 個々の患者の意思や状態に合わせ、基本的ケアや環境調整の提案・実施
 - ⑩ 代替用具の担当者を選任し、全職員が代替用具を提案できるようにする
 - ⑪ 定期的にマニュアルを見直して、職員へ周知して活用する

【身体的拘束の実施状況】

病棟全体では 15%以下、療養病棟では 3%以下が基準となります。

令和 7 年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
病棟全体	11.9%	10.5%	6.0%	5.3%	5.2%	4.6%	7.8%	5.2%	5.2%	5.2%	3.2%	3.1%
地ケア病棟	26.5%	28.8%	17.5%	15.2%	12.4%	9.3%	22.0%	11.9%	11.3%	14.2%	9.3%	8.8%
療養病棟	7.0%	4.2%	2.0%	2.0%	2.8%	3.0%	3.1%	3.0%	3.2%	2.1%	1.1%	1.2%

※センサーのみ、短時間固定、訓練時の固定は除外